

公 安 委 員 会 説明資料No. 1	八代目会津小鉄会、六代目共政会、 七代目合田一家及び四代目小桜一家 の指定の確認について	令和7年7月3日 刑 事 局
1 概要 令和7年5月22日に京都府、広島県、山口県及び鹿児島県の各公安委員会から、それぞれ次の暴力団に係る指定暴力団としての指定についての確認請求書の提出を受けたところ、審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。 (1) 八代目会津小鉄会(主たる事務所:京都府、代表する者:高山^{たかやま} 義友希^{よしゆき}) (2) 六代目共政会(主たる事務所:広島県、代表する者:荒瀬^{あらせ} 進^{すすむ}) (3) 七代目合田一家(主たる事務所:山口県、代表する者:金^{きん} 教煥^{きょうかん}) (4) 四代目小桜一家(主たる事務所:鹿児島県、代表する者:平岡^{ひらおか} 喜榮^{きえい}) 2 指定の要件に該当すると認める理由 (1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性 各団体は、次のとおり、資金獲得活動のため、その威力を暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。 ○ 威力を利用した資金獲得活動の状況 前回指定の効力発生日以降、各団体の暴力団員は、それぞれの団体の威力を利用した資金獲得活動に伴う賭博開帳図利等の罪により検挙され、又は暴力的要求行為により中止命令等を受けている。 (2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性 各団体の全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が、暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。 (3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性 各団体は、それぞれ、代表する者の統制の下、運営を支配する地位、他の暴力団員に指示又は命令をすることができる地位及びその他の地位の各階層を有し、階層的に構成されている団体である。		

公 安 委 員 会	行 政 事 業 レ ビ ュ ー に お け る	令 和 7 年 7 月 3 日
説 明 資 料 No. 2	公 開 プ ロ セ ス の 結 果 に つ い て	長 官 官 房

1 概要

各府省庁自らが、事業ごとに予算の支出先、使途等を把握し、EBPMの手法等を用いて、事業の内容や効果の点検を行う「行政事業レビュー」において、6月18日、下記2事業について外部有識者を交えて公開の場で点検を行った。

(1) 警察における科学捜査力の強化

犯罪の高度化・複雑化に的確に対処するため、DNA型鑑定をはじめとする各種鑑識・鑑定業務に必要な資機材やその運用に必要な物品等を整備し、科学捜査力の一層の高度化を図るもの。

外部有識者からは、

- ・ 1者応札にならざるを得ない資機材について、サプライヤーと共同してコストダウンに取り組んでほしい。
- ・ 資機材を有効活用するために行う管理換において、現在は、都道府県警察からの申告制により利用状況や必要性を判断しているが、客観的なデータを用いることを検討してほしい。

等のコメントがあった。

(2) 大規模災害対策の推進

過去の大規模災害への対処において得られた反省・教訓を踏まえ、各種装備資機材や災害警備訓練施設の整備等を行うことで、広域緊急援助隊等の対処能力の向上を図るもの。

外部有識者からは、

- ・ 行政事業レビューシートのアウトカム目標として、現在は、災害警備活動の実施を設定しているが、対処能力がどの程度向上したのか等に関する指標を入れてほしい。
- ・ 関係省庁との連携を視野に、資機材の共同調達や施設の共同利用によるコストダウンを検討してほしい。

等のコメントがあった。

2 今後の予定

8月上旬 外部有識者による国家公安委員会委員長に対する書面講評

9月上旬 行政事業レビューシートの公表